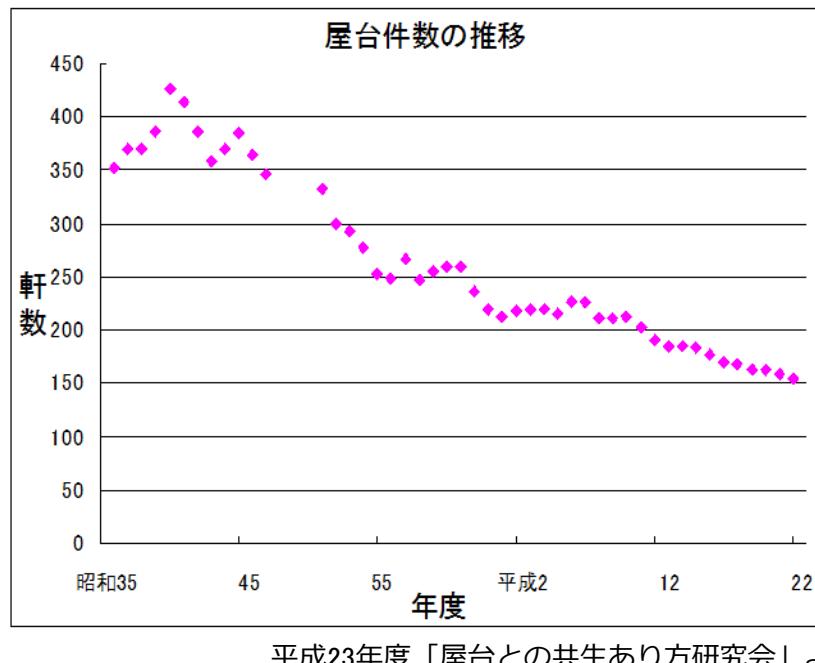


福岡市屋台基本条例の趣旨に基づき、  
屋台がまちのにぎわいや人々の交流の場を創出し、観光資源としての効用を発揮しながらも、  
市民や地域住民からも親しまれ、福岡のまちと共生し存続できる場所として、  
候補地 28箇所（別紙「公募場所（全体図）」のとおり）を公募する。

### （考え方）

- 屋台が連なり定着している場所  
(「観光スポットエリア」, 「商業地域エリア」)
- 条例等の基準を満たし、環境整備ができる場所
- 地域に理解され、道路交通の問題が少ない場所

### （参考）



福岡市許可屋台数 (条例施行後)	
平成25年9月1日	135
平成26年9月1日	122
平成27年9月1日	113
平成29年3月31日見込	110
平成29年4月1日見込	82

※国道等許可屋台 8軒をのぞく

### 規則第16条（指定場所）抜粋

- (1) 屋台が連なり、福岡の風情ある景観として定着している場所であること。
- (2) 市民、観光客をはじめ多くの人々が訪れやすい場所であること。
- (3) 屋台営業に伴う臭気、騒音その他生活環境に係る負担が、地域住民その他関係者に過重なものとならない場所であること。

### 条例第9条（市道等占用許可の基準）抜粋

- (3) 市道等占用許可を受けようとする場所が、次のいずれにも適合すること。
  - ア 屋台を設置した後の歩道の有効幅員が2メートル以上確保されること。
  - イ 視覚障がい者誘導用ブロックが設置されている歩道にあっては、設置した後の屋台が当該ブロックから0.6メートル以上離れること。

### 規則第7条（市道等占用許可の条件）抜粋

- (1) 屋台の規格等については、次のとおりとすること。
  - ア 屋台の規格については、客席、調理場及び器材置場並びに囲いを含めて、間口（歩道にあっては、縦断方向とする。以下同じ。）3メートル以内、奥行（歩道にあっては、横断方向とする。以下同じ。）2.5メートル以内とすること。
  - (3) 屋台営業に必要な器材のうち屋台の規格内に設置することが困難なもの（客席及び囲いを除く。）については、屋台の規格を含む間口5メートル、奥行3メートルの範囲内に、歩行者等の安全な通行の妨げとならないように設置すること。

### 条例32条（環境整備）

- 市は、屋台の効用を高め、安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生の確保を図るため、屋台営業者の応分の負担のもと、水道、下水道その他必要と認める屋台営業のための環境の整備を行うものとする。

▲28

「本人営業規定違反」の処分猶予期限が  
平成29年3月31日で切れる屋台